◆被扶養者認定チェックシート◆

健康保険の被扶養者になるためにいくつか条件をみたしていなければなりません。
以下の「Step 1～2」のチャートを参考に判定してみましょう。

Step 1　国内居住要件について判定してみましょう！！

YES →
NO ⇢

スタート

日本国内に住所を有していますか？
（住民がありますか？）

⇢ NO

日本国内に生活の基礎がありますか？
（次の国内居住要件の例外に該当するか）
①:外国において留学をする学生
②:外国に赴任する被保険者に同行する者
③:観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
④:被保険者が外国に赴任している間に、該当被保険者との身分関係が生じた者であって②と同等と認められる者
⑤:①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

YES ↓

◎生計維持関係などの要件を満たしていれば被扶養者になれます

NO ⇢

✖被扶養者になれません

YES ↓

生計維持関係について判定してみましょう！！ → 次ページ Step 2へ

YES ↓

日本の国籍を有していますか？

⇢ NO

日本に滞在する目的（ビザ）が次の特定活動以外のものですか？
①:病院もしくは診療所に入院し、医療を受ける活動
②:①の医療を受ける活動を行う者の日常生活を世話する活動
③:一年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動

YES ↓

◎生計維持関係などの要件を満たしていれば被扶養者になれます

NO ⇢

✖被扶養者になれません

YES ↓

生計維持関係について判定してみましょう！！ → 次ページ Step 2へ

Step 2　生計維持関係について判定してみましょう！！

【注意点】
※75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方は後期高齢者医療制度の被保険者となるため扶養できません。
※同居とは、住居および生計と共にし、住民票上も同一世帯のことをいいます。（世帯分離は別居扱いとなります）
※単身赴任による別居は、同居の扱いになります。

YES →
NO ⇢

スタート

対象者は、あなたの父母、祖父母、配偶者（内縁関係を含む）、子、孫、兄姉弟妹のいずれかですか？

- YES → あなたと対象者は同居していますか？
- NO ⇢ あなたと対象者の関係は「三親等内の親族」、「内縁関係の配偶者（配偶者が死亡後も含む）の父母および子」のいずれかですか？
  - YES → あなたと対象者は同居していますか？
    - YES → あなたは対象者と生計を共にしていますか？
    - NO ⇢ 対象者は被扶養者として認められません 扶養している場合は 要扶養削除手続き
  - NO ⇢ 対象者は被扶養者として認められません 扶養している場合は 要扶養削除手続き

あなたと対象者は同居していますか？

- YES → あなたは対象者と生計を共にしていますか？
- NO ⇢ あなたは対象者の 年収と同額以上の金額 を送金していますか？（原則、月1回一定額を送金すること。手渡しは不可）
  - YES → あなたは対象者と生計を共にしていますか？
  - NO ⇢ **対象者は被扶養者として認められません**

あなたは対象者と生計を共にしていますか？

- YES → 対象者に優先扶養義務者はいませんか？
- NO ⇢ 対象者は被扶養者として認められません 扶養している場合は 要扶養削除手続き

対象者に優先扶養義務者はいませんか？

※優先扶養義務者とは
対象者の「配偶者」、対象者が母の場合は「父」、兄弟姉妹・祖父母の場合は「両親」「子」なります。
但し、優先扶養義務者に扶養能力がなく、あなたが対象者を扶養せざるを得ない理由がある場合は扶養することが可能です。

- YES → 対象者の年収はあなたの年収の1/2未満ですか？
- NO ⇢ 対象者は被扶養者として認められません 扶養している場合は 要扶養削除手続き

対象者の年収はあなたの年収の1/2未満ですか？

- YES → 対象者の収入は年収130万円/月収108,334円未満（60歳以上または障がい者は年収180万円/月収15万円未満）ですか？
- NO ⇢ 対象者は被扶養者として認められません 扶養している場合は 要扶養削除手続き

対象者の収入は年収130万円/月収108,334円未満（60歳以上または障がい者は年収180万円/月収15万円未満）ですか？

- YES → 雇用保険の失業給付金や健康保険の傷病手当金・出産手当金等を「受給中」の方ですか？
- NO ⇢ 対象者は被扶養者として認められません 扶養している場合は 要扶養削除手続き

雇用保険の失業給付金や健康保険の傷病手当金・出産手当金等を「受給中」の方ですか？

- NO ⇢ **対象者は被扶養者になれる可能性があります。**
- YES → その基本手当の日額が3,612円未満（60才以上または障がい者は5,000円未満）ですか？

その基本手当の日額が3,612円未満（60才以上または障がい者は5,000円未満）ですか？

- YES → **対象者は被扶養者になれる可能性があります。**
- NO ⇢ 対象者は被扶養者として認められません 扶養している場合は 要扶養削除手続き

●収入の対象となるもの
・給与収入（パート、アルバイトを含む）
・年金収入（遺族年金、障害年金、企業年金を含む）
・家賃収入
・自営業収入
・農業等による収入
・雇用保険の失業給付金
・傷病手当金、出産手当金
・利子配当収入、恩給
・労災休業補償金、遺族補償金
・仕送り、養育費
※上記以外でも生活費に充当できる全ての収入が対象となります 。

●自営業収入の場合
総売上金額から売上原価を控除した金額となります。
※但し、「税務署へ開業届を提出している方」や「従業員（親族を含む）を雇用し給与などを支払い事業を営んでいる方」は金額に関係なく被扶養者の資格がありません。

※注意点
このチャートで「被扶養者になれる可能性があります」と判断された対象者でも、あなたが対象者の生計を「主として」維持しているかどうか、あなたに継続的に扶養する能力があるか等をTOTO健康保険組合が公正かつ厳正に審査し、その事実がない、または、疑わしいと判断した場合は被扶養者として認定することはできません。